

オケージョナル・ペーパー No.38

昭和 15 年農林統計改正と調査票情報について

2013 年 4 月

法政大学

日本統計研究所

昭和 15 年農林統計改正と調査票情報について

森 博美

要 旨

明治初頭の「村高調査」あるいは「物産表」を嚆矢とするわが国の農林統計は、長期にわたり表式という集計表の表章形態を持つ調査票によって原統計情報が蒐集され、それを位階的な行政機構に内蔵された報告系統を通して統計に集約する表式調査として作成されてきた。農業分野で表式による原統計情報の蒐集が最終的に統計単位からの個票調査に最終的に取って代わられるのは、昭和 15 年の農林統計改正によってである。わが国の農林統計は、70 年間という長きにわたり、表式調査という調査方式によって統計が作成されてきたことになる。

昭和 15 年の農林統計改正は、農業分野における個票方式での調査の導入という意味でひとつの時代を画する統計改革であった。当時の農林省官房統計課長近藤康男がその改革案を提示した『農林統計改正要旨』からは、個票調査によって蒐集される調査票情報の情報特性を明らかにする上で多くの有効な示唆を得ることができる。

本稿では、(1)昭和 15 年農林統計改正の背景、(2)改正の内容、(3)昭和 15 年農林統計改正の特徴と問題点の検討を通じて、調査票情報の情報特性について考察を行った。その結果、この改正によって導入された属人主義による個票調査が、農産物の供出や農業資材の配給といった経済統制に必要な統計の確保を可能にしたものの、調査の結果得られた調査票情報は、その作成方式の制約から、農業生産に係る農業資材や労働力等の生産手段の投入とその成果としての農業生産物という産出の間の因果関係の分析資料としては意義を持ちえなかったことが明らかにされた。

まえがき

わが国近代における農林統計は、明治2年の「村高調査」そして明治 3 年の「物産表」という主として課税目的での調査として開始された。明治 10 年には「物産表」から生糸以外の工業産物が除外された。これに伴い「物産表」は、新たに「農産表」として模様替えされ、その後も継続的に作成されてきた。明治 27 年の農商務統計報告規程によって工場票・会社票については個票^(注1)が採用された。しかしながらそれ以降も他の農林水産業関連の統計は、昭和 15 年の農林統計改正に至るまでの約 70 年という長きにわたり表式調査、すなわち表形式の農商務統計様式に各地域の農業に関する計数(集計量)を直接記入し、それらを市町村、道府県と各自治体レベルで積み上げることで、中央官庁で全国計を得るといった調査方式によって作成されてきた^(注2)。なお現在では政府の調査統計は、基本的に統計単位となる個人、世帯、事業所、企業、それに各種団体等から個票によって蒐集した調査票情報を集計することによって作成されている。

この調査個票に記載された調査票情報が統計の情動的価値という意味でどのような情報特性を有しており、それが一般に統計として提供されている集計結果とどういう関係にあるかを明らかにすることは、統計情報の新たな可能性を展望する点でも重要な意義を持つ。そこで本稿では、わが国の農業統計の分野で表式調査が最終的に個票調査にとって代わられた昭和 15 年農林統計改正を検討の素材として取り上げることで、表式調査と個票調査における調査票情報の情報特性の比較を通じて、調査票情報の情報特性について考察してみたい。

昭和 15 年農林統計改正は農業だけでなく、林業、漁業をも含む農林水産業全体に及ぶ包括的なものであった。しかし、論点をいたずらに拡散させないために以下では原則として農業分野に論点を絞ることで、(1)昭和 15 年農林統計改正の背景、(2)改正の内容、(3)調査票情報の情報特性から見た昭和 15 年農林統計改正の特徴と問題点、といった諸項目について検討を行う。

1. 昭和 15 年農林統計改正の背景

満州事変に端を発した中国での戦線が拡大し抜き差しならぬ様相を呈する中、政府は昭和 13 年の「国家総動員法」によって経済の全面的な戦時対応への体制づくりを行うことになる。昭和 15 年の農林統計の改正は、このような歴史的背景のもとに行われた。

農業は、米麦を中心とした食糧はもとより、馬匹、それに軽工業に対する繊維等の原材料の供給部門として、平時にも増してその供給能力の拡大強化が求められることになる。そのような中で、供出が義務づけられた各種農産物の供出量の各農家等への適切な割り当て、あるいは農業生産力の改善に寄与する肥料や農器具といった統制物資に関する公正な配給量の算定等が、農政にとって焦眉の政策課題となった。このような時局からの要請を受けて、それに対応しうる統計を提供するため当時の農林省が策定した統計制度改革が昭和 15 年農林統計改正である。

この農林統計改正の内容検討に入るに先立ち、当時のわが国の農業統計がどのような状況にあったかを簡単に振り返っておこう。

米(水稲、陸稲)、麦(大麦、小麦、裸麦)の作付面積別収穫高、一毛作、二毛作別面積、牛馬耕作の有無別田畑別面積(以上は年数値)、自作小作別田畑別面積、耕作用牛馬頭数、総戸数、専業兼業別農家数、農業教育修了者数(以上は年末現在数)[法令全書(1902) 334-5 頁]といった事項については、農会が統計を作成していた。これは、政府の農会育成方針[原(1980) 90 頁]やセンサスの挫折などの事情もあり、明治 30 年代には「官庁代行機関的性格を強めていた」[原(1980) 100 頁]農会に明治 35 年農商務省令第 26 号「農会ニ於テ農事ニ関スル事項調査ノ件」によって農事統計として委託されたものである。一方、農産物生産高に関する調査は、引き続き農商務省(大正 14 年に農商務省が農林省と商工省とに分割改組されて以降は農林省)がその実施を所管してきた。

このことは、田畑の面積や農耕用牛馬数といった農業生産の生産要素、すなわち農業生産の投入面に関する農事統計とその産出面である農業生産の生産高統計とが、それぞれ独立した別系統の統計として相互に連携を欠く形で作成されていたことを意味する。このように改正当時の農業統計は、それが二つの異なる組織系統によって作成されていたことに起因する統計相互間の連関の欠如という本質的な欠陥に加え、次のようないくつかの問題も同時に抱えていた。

第 1 に、農会が受託実施してきた農事調査は、農業統計としていくつもの問題を抱えていた。まず農事調査の作成系統とされてきた農会組織は、農業事業者全体あるいは全行政地域を網羅的にカバーしたものでは必ずしもなかった。上記省令において農会空白地域に対して郡農会あるいは道府県農会が統計情報の蒐集にあたり条文上は規定^(注3)されてはいたものの、それぞれの上位農会はその空白地域に対しては、必ずしも有効な調査実施の手立てを行使することができなかった。また農事調査の実施に際して決定的に重要であると思われる農家の範囲についても明確に定義されてはおらず、当該事業者を報告の範囲に含めるか否かは、末端の各農会組織の判断に委ねられていた[『要旨』(1941) 11 頁]。なお、昭和 13 年に実施された農家一斉調査は、このような農会系統による調査での把握漏れとなっていた農家の解消をその調査目的の一つとしていた。

第2に、農事調査、生産高調査のいずれも表式調査という調査方式によって原統計情報の蒐集

が行われてきた。表式調査については、通例、原報告様式には記載すべき事項と記載欄が設けられているだけで、記載する計数の蒐集方法については特に指定されていない。その結果、記載される原統計情報についても、報告者からの申告、調査員による聞き取り記入、あるいは既存資料に基づく推算など記入される計数の由来は多様で、その質は地域や項目によってもまちまちであった。

表式調査という調査方式の大きな特徴は、表式の各記入項目欄に記載される計数が当初から集計量であり、しかも各項目がそれぞれ別個の表式に記載される点にある。そのため最終的にまとめ上げられる集計結果は、各項目が相互の連携を欠いた孤立した数値を単に寄せ集めただけのものとならざるを得ない。町村農会から郡農会・市農会、さらには道府県農会での積み上げ結果を全国農会が取りまとめ農商務省(農林省)に報告される農事統計は、各調査項目の集計結果がそれぞれ独立の表として報告系統の各段階で単に積み上げただけのものであった。従って、農事統計それ自体としても、各項目の計数を再集計することで農業の担い手に関する構造解明を行うという道は閉ざされている。

農業生産の成果である生産物統計とそれを生み出した担い手に関する農事統計とが独立した統計によってそれぞれ把握されていた。このため、どのような農業主体がどういった生産要素をどれだけ投入することによっていかなる農産物をどの程度生産したかといった投入－産出の関係を、このようにして作成された統計表から読み取ることはできない。農林業の生産力が測定できるためには、「農機具、色々な加工設備、温室等の調査、果樹については樹齢を加へるといふやうなことが必要になる」[同上 26 頁]。その意味では、わが国の農業統計は、昭和 15 年農林統計改正の前夜においても、依然として行政区域(市郡、道府県)別あるいは全国総計としての生産高、耕地面積等の数字を羅列しただけの統計書の域を出るものではなく、また後述するように行政側の統計に対する要請もまたそれで事足れるレベルのものであった。

第3に、当時の農林統計は、それが基本的に属地主義によって作成されていたことに起因する本質的な問題を抱えていた。昭和 15 年農林統計改正以前の農林統計の作成方法は、農業に関する計数把握という点では、集落という境域内の農業統計に関する原統計情報を戸長等が何らかの方法で把握した計数を町村農会あるいは郡市町村といった行政区画単位で取りまとめ、それぞれ上部機関において積み上げる形で統計を作成するというものであった。

農業の場合、実際の耕作においては、入耕作、出耕作に見られるように、農家等の農業事業者による耕作農地が集落の境界を越えて存在する場合がしばしば認められる。道府県あるいは市郡といった広域レベルではこういった耕作の出入りの全体に占める割合は微小で、それが農政上問題となることは少ない。しかし、集落のようなより小地域レベルでは、この出・入耕作の存在は無視できない。

農産物の収穫高は、本来個々の農業事業者と関係づけられるべきものである。従って、食糧等の供出あるいは肥料や農機具といった生産用物資の割り当て配給もまた、本来的にはその生産に直接従事する事業者と関連づけて算定される必要がある。道府県、市郡、町村による米麦を中心とする農産物の供出量の決定、農機具や肥料といった農業生産に直結した物資の配給、さらには増産奨励金の配分といった各種の農業政策の立案、遂行には、それに適合した根拠ある数字が求められる。旧来の属地主義による表式調査が与える地域別の農家数、耕作面積、農産物の品目別収穫高といった統計は、この種の政策ニーズには対応できない。そのような中から、属地主義に代わる属人主義による統計数字が自ずと求められることになる。

この他にも、作成される統計の中には、属地主義による調査によっては適切に対応できないもの

がある。例えば、従来は麦収穫高予想のために麦の種別の作付面積が調査されていた。対地調査によっても麦の作付面積は把握できるものの、出穂以前に調査員が目視によって麦の種別の作付面積を正確に把握するには自ずと限界がある。このような不正確な調査結果に依拠する限り、種別の予想収穫高を収穫前に正確に予測することはできない。収穫高の予測精度を向上させるためには正確な種別の播種面積の数値が不可欠であり、そのような情報は対人調査すなわち属人調査によって初めて得ることができるのである。

第4は、統計調査による原統計情報の蒐集業務に従事する実査担当者である調査員をめぐる問題である。大正10年の農商務省令第19号「農商務統計報告規則」によって、報告体制に対する中央の意思を徹底強化する目的で、それまでの道府県の長官に加え、市町村長が新たに報告の責任者として加えられた。また市町村の下に報告の集約単位として調査区が設けられ、各調査区に無給の調査員が配置された〔久我(1964)372頁〕。さらに、大正14年の農林省令第25号「農林省統計報告規則」では、統計様式による調査実施と地方長官への報告を市町村長に義務づけたほか、調査区の設定や調査員の配置といった調査組織についても詳細な規定^(注4)が設けられた。この他にも統計報告規則は、蒐集する統計情報の精度を担保するために、蒐集資料の統計目的以外の使用の禁止(第8条)、統計調査従事者への秘密保護の義務(第9条)といった条項も盛り込まれている〔原(1980)145-6頁〕。このような形で農業統計について末端の調査機構は順次整備されていく。

その後、昭和4年には「資源調査法」が制定され、これによって政府は、資源調査を目的とした個人や法人からの直接的な報告徴集を申告義務の形で命じる権限を持つことになった。このような政府統計を巡る制度的環境の変化の中で、農業統計の分野でもそれに伴う調査区の見直し等を含む調査実施体制のさらなる整備が求められていた。

第5に、「農産表」の調査開始当初と比べれば調査対象品目数は若干削減されたものの、それでもかなりの種類のしかも収穫の頻度や季節を異にする農産物についての報告が地方には求められていた。しかもそれらの報告が、斉一的に年次報告として徴集されてきた。そのため、品目によっては収穫時と報告時点とが大きく隔たっているものもあり、農業事業者が帳簿等の記録を維持していない場合には、曖昧な記憶に基づく報告とならざるを得なかった。

このように、当時の農業統計は山積する多くの問題を抱えており、作成されていた統計は戦時下の統制経済に基づく一連の政策が要請する統計ニーズに決して対応したものではなかった。

2. 昭和15年農林統計改正の内容

昭和15年の農林統計改正は、それまで農商務省(農林省)と農会というそれぞれ別系統で作成してきた生産高統計と農事統計との農林省統計への一本化、原統計情報の蒐集を属地的な表式調査から個々の農業事業者を調査対象とする属人的な個票調査への切り替えを主な内容とするものであった。その他にも、前節で列挙したような当時の農業統計が抱えていた種々の問題に対処するための一連の改正案が盛り込まれている。以下にその主要な改正内容を紹介しておく。なお、本稿の末尾にその根拠規定となった「農林水産業調査規則」とそれに基づいて作成された調査要綱の一つである「農林水産業基本調査要綱」を参考資料として掲げた。

(1) 農事調査の農林省統計への一本化

明治35年の農商務省令第26号「農会ニ於テ農事ニ関スル事項調査ノ件」によって、農事調査(「農事ニ関スル事項調査」)は農会に委託^(注5)されていた。昭和15年の農林統計改正の結果、この農事調査についても、調査系統が市町村―道府県―農林省へと改められ、生産高統計と共に

農林省が一括実施するという明治35年以前の状態に戻された。昭和15年農林省令第111号「農林水産業調査規則」の第2条～第7条は、別途定める「農林水産業基本調査要綱」、「米収穫調査要綱」、「農作物収穫調査要綱」、「養蚕業調査要綱」、「漁業調査要綱」により、しかるべき調査事項について、市町村長に農林水産業者からの申告に基づく結果表を地方長官に提出し、また地方長官はそれらの結果票の取りまとめを行い、定められた期限までに農林大臣に提出すべきことを規定している。なお、本調査規則の附則には、同規則の施行に伴う農林省統計報告規則の廃止と農会法施行規則附則第3項の削除とが記されている。これによって、それまで40年近くにわたって農商務省（農林省）と農会という異なる系統で作成されてきた農業生産統計と農事統計の作成に終止符が打たれ、両者の農林統計への一本化が図られることになった。

(2) 新たな統計作成手順

農林省官房統計課長近藤康男が著した『農林統計改正要旨』（以下『要旨』）は、農林水産業基本調査の実施手順についても記している。

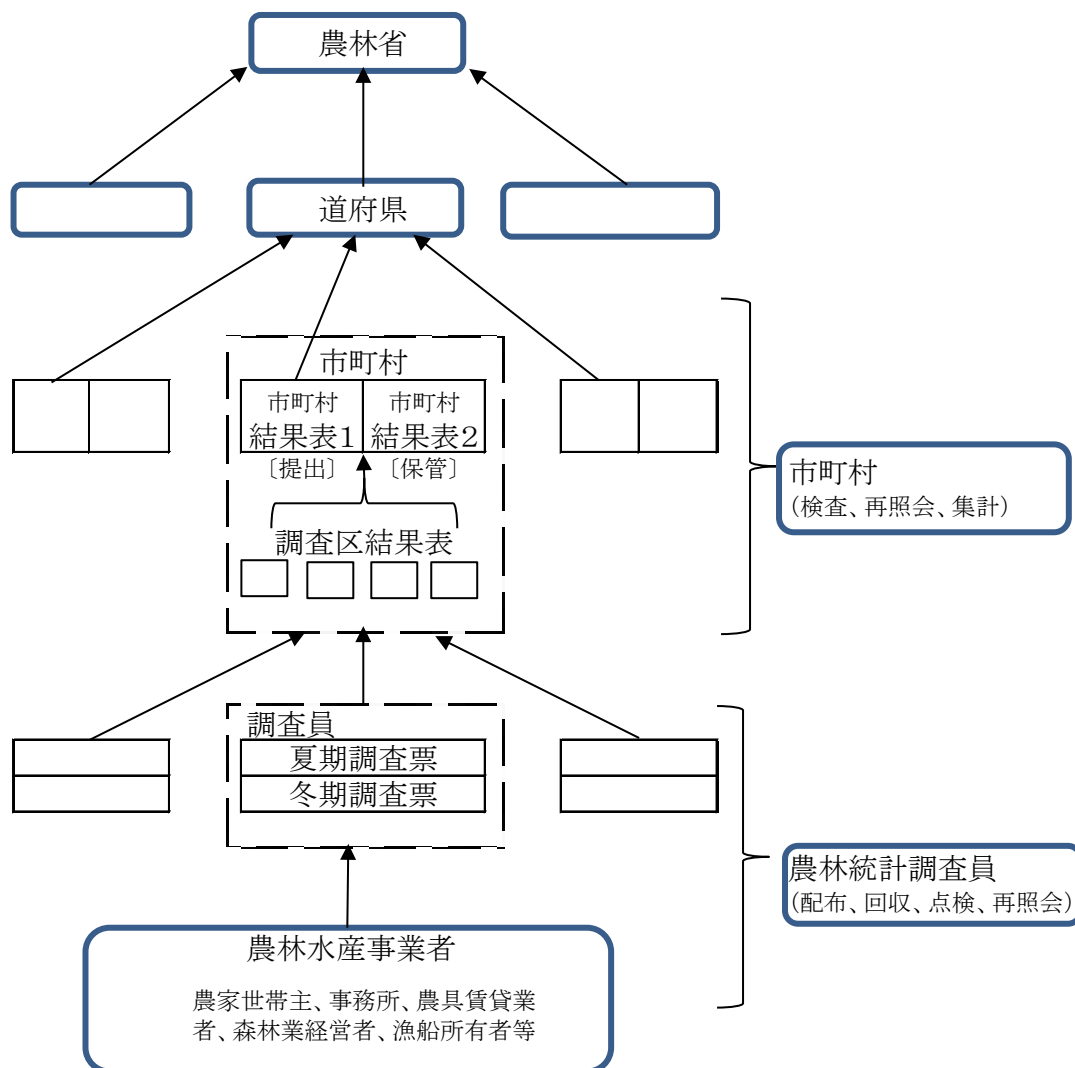
現在の統計調査では、調査実施機関が自らの予算で調査票を準備する。『要旨』によれば、農林水産業基本調査では、市町村が一定様式からなる調査票用紙（夏季調査、冬季調査用）をそれぞれ用意することになっている。なおその作成に当たって「国又は道府県に於て同一様式に作成することが一層望ましい」（『要旨』（1941 58 頁）と記されていることからわかるように、市町村が準備する様式は必ずしも統一的なものではなかった。これらの調査票を農林統計調査員が、自らの担当する調査区内の申告義務者である農家世帯主、事務所、農具賃貸業者、森林業経営者、漁船所有者等に配布する。回収した記入済調査票については調査員がその記入内容を点検し、不備の点が認められた場合には記入者に照会した上でその修正を行う。調査員は、回収調査票を整頓した上で、所定の期限内に市町村長へ提出する。

各調査区の実査を担当した調査員から調査票の提出を受けた市町村では、これをさらに精査し、記入誤りが発見された場合には、当該調査区担当の調査員に再調査を命じる。その後市町村では調査区毎に調査票を集計し、調査区結果表を作成する。なお、『要旨』には、「この仕事には当然各調査員が参加すべきである」とされている。この調査区結果表は、「部落又は実行組合等を単位とするもの」であって、それまでの農林統計が総て町村を地域集計単位としていたものがより周密なものとなっている。このような調査区結果表を作成することの意義について『要旨』は、「統計を各種の割当て其他の資料として市町村に於て役立たしむるための措置たる所以である」（同上 58 頁）としている。

市町村ではまた、自ら作成した調査区結果表を集計し、夏季調査については所定の様式第1号～第16号、冬季調査については第1号～第12号をそれぞれ各2部作成し、そのうち1部を「農林水産業調査規則」第2条～第7条により、各様式に対して定められた所定の期限までに提出市町村名を記入の上、地方長官に提出する。なお、調査区結果表の作成工程を省略して調査票から直接市町村結果表を作成する場合もある（同上 58 頁）。

市町村から所定の統計様式による市町村結果表の提出を受けた道府県では、県内分を取りまとめ、所定の期限内に農林大臣宛に送付する。ちなみに、「米収穫調査要綱」、「農作物収穫調査要綱」、「養蚕業調査要綱」、「漁業調査要綱」、ならびに「農林水産業調査規則」第7条の別表に定められた調査事項については、市町村集計表と同一様式での道府県表が指定されており、市町村から報告の提出を受けた道府県では、これ等の調査に関しては集計により道府県計を作成し、所定の期日までに農林省に報告することになっている。図1は、農林水産業基本調査に係る統計情報の報告系統を示したものである。

図1 農林水産業基本調査の調査結果の報告系統



(3) 調査組織の整備 (調査区、調査員、指導員)

昭和 15 年の調査改正では、調査組織の在り方にも、経済統制、農業生産力の向上の観点からの機構改革の方向性が与えられた。それは、統計報告徴集系統の選択的多岐化、調査区設定の見直し、調査員・指導員制度の整備強化に見られる。

(i) 統計報告徴集系統の選択的多岐化

昭和 15 年調査改正では、新しい農林統計の作成方式として、①当業者に申告義務を課し、調査員によって調査蒐集するもの、②町村役場での推定によるもの、③市場・組合等に申告あるいは報告を求めるもの、という三種からなる作成方式の併用を提起している[『要旨』(1941) 49 頁]。②の例としては予想収穫高調査があり、また③の例としては、市場あるいは組合といった団体がそれぞれの業務として作成している民間業務統計(いわゆる第二義統計)の利用が挙げられている。『要旨』は②、③の方法による統計作成の合理性について、例えば木炭生産高は木炭生産検査組合、養蚕関連の統計では養蚕業組合からの報告[同上 35 頁]によるなど、調査内容によっては関係官庁や市場等からの報告や調査に委ねた方が良い場合があること、調査員による調査に基

づいて作成される統計(第一義統計)よりもより精密な統計が第二義統計から得られる場合には、むしろ積極的にそれを活用すべきであるとしている〔同上 50 頁〕。

なお、上記②との関係で市町村での推計による統計作成を積極的に認めたことに関して『要旨』は、「調査員調査と役場調査との併行を認めたのは、統計調査の杜撰を認容し、机上の調査を奨励し、勸業ソロバンへ帰へれという意味ではない。却つて調査事項の性質によつて之に適合せる調査方法を指示し、全調査をして有効ならしめんとしたものである」〔同上 51 頁〕としている。それと同時に『要旨』は、「町村役場に於ける推定依りは統計調査員による調査が一層多く行はれることを希望する」〔同上 49 頁〕とも述べており、実際の統計作成に当たっては、調査員の負担と結果精度とを考慮した上での判断が必要であると考えている。

また上記③の方式による統計作成を行う際に、市町村長が報告を求めたい農林水産業団体の中には法人格を持たないものがありうる。このため「農林水産業調査規則」は特に条文^(注6)を設け、それを根拠に団体を經由して個人が申告するという形式をとることで、報告徴集に支障をきたすことがないようにしている。

なおこの他にも『要旨』では、これらに加えて第 4 の統計作成方式として、各種団体への調査委託の可能性を指摘している。具体的には、肥料消費統計のようなものは配給事業という点で農会の活動と直結したものであるという事情を考慮して同会に調査を積極的に委託すべきとしている〔同上 35 頁〕。

その一方で『要旨』は、「経済団体殊に指導団体からの報告は、常に一つの危険を伴つてゐる」〔同上 52 頁〕として、こういった団体経由の調査の中には結果精度に問題を持つものもあるとして、報告される情報の質に留意する必要があるとしている。この点に関連して『要旨』は、「農事実行組合を通して増産計画が行はれる場合には、それからの作付面積、収穫高の申告は誇大となり、統計の客観性を破壊する恐れ」があり、それ故に団体から報告が得られた場合にもそれを直ちに正式の統計報告として統計作成に用いるのではなく、「申告を基として検討を加へた後に町村長に於て決定する」〔同上 52 頁〕など、報告された情報の使用に当たっては、報告結果の品質を担保するための適切な仕組みの構築が必要であるとしている。

(ii) 調査区設定の見直し

大正 3 年 11 月 21 日農商務省訓令第 13 号「明治 37 年訓令第 11 号農商務統計様式改正」によって、米麦の作付面積と実収高の調査のために、はじめて市町村内を調査区に細分して調査区が設置されることになった。このようにして米麦調査に限定して設置された調査区は、その後大正 10 年 6 月 28 日の農商務省令第 19 号「農商務統計報告規則」によって、米麦以外の調査にも全面的に広げられた〔原(1980) 275、279〕。さらに、大正 14 年 10 月 28 日農林省令第 25 号「農林省統計報告規則」では、調査区の設置について、「調査区ハ大字、小字等地理上独立ノ呼称ヲ有スル区域又ハ調査事項ノ種類ヲ標準トシ当該市町村ニ於ケル産業ノ状態又ハ調査ノ難易ヲ参酌シテ定ムヘシ」(第 3 条)として、より明確な基準が示された。このように、調査組織体制のうち調査区については、大正年間に一応の整備が行われた。後述するように、農林統計調査実施のための調査区の設定については、政府が推進した市町村の統合による境域拡大によって、それまで表式調査における原統計情報蒐集の実質的な中心的担い手であった戸長が域内の実情把握の点で機能不全に陥っていたことも、その背景にはあるように思われる。

昭和 15 年農林統計改正では、調査区の設定に関しても、農業生産力の向上という視点からその見直しが行われた。昭和 15 年当時、原則として大字毎に全国で約 13 万の調査区が設定されていた。その一方で、約 18 万の部落団体、農事実行組合が存在していた〔『要旨』(1941) 41 頁〕。こ

のような現状について『要旨』は、複数の団体や組合が一つの調査区を構成することは過渡的には止むを得ないとしながらも、「両者が無関係に重なり合ふことなく、部落団体の統計の合計が町村統計となることが目標とならねばならない」〔同上 52 頁〕としている。なぜなら、「これらの団体は、共同販売購買のための機関であるが、又増産計画等にみられた如く農業生産指導の単位であり、共同作業場、大農具、其の他の施設を有し、今日の農業生産力の結集点をなす」〔同上 52 頁〕からである。

「これら団体を統合整備し、強制加入制度となして総ての農家を網羅すると共に、他方統計調査区を整備し、概してその数を増」〔同上 51 頁〕やすことによって、調査区と農事実行組合等の区域とが一致するようにそれぞれ編成替えを行う必要があると『要旨』は指摘している。そうすることによって調査区別の集計結果として作成される調査区結果表が地域の農業組織の実情をより反映したのとなり、個々の組織の実情に応じた機動的農業政策立案のための基礎数字を提供しようとの意図が、このような制度見直しの根拠となっている。

(iii) 調査実施要員体制－調査員・指導員

わが国戦前期の農業調査における調査実施要員体制の確立過程については、原政司『農業統計発達史』に詳しい。そこで、〔原(1980)〕に依拠して、調査員を中心とする調査実施要員体制どのように整備され、昭和 15 年農林統計改正当時の体制がどういものであったかを振り返っておこう。

旧幕藩時代の農業関係の調査は、庄屋・年寄・百姓総代・組頭等から構成される村落共同体の支配機構を通じて行われていた〔同上 236 頁〕。明治 5 年には大庄屋・庄屋・名主・年寄等が廃止され、戸長・副戸長^(注7)へと改称され、翌 6 年には戸長・副戸長は官吏に準ずる扱いとなった〔同上 237 頁〕。初期の物産調査では、副戸長や旧村落の長であった用掛、また地方によっては戸長と村の代表が連名で報告者となるなど、道府県、市郡から要請された報告に対する報告責任者は必ずしも統一されていなかった〔同上 248 頁〕。

政府は明治 21 年に市町村制を公布するなど、旧村(部落)の新たな市町村への統合を強力に推し進めた。また戸長を公選制にするなど、地方への統治を強化していった。その結果、従来、「大概自村ノ事を熟知」した戸長等が行っていた報告を、「数村ヲ併轄」することになった地域全体の実情をよく把握していない、住民からかけ離れた戸長あるいは戸長役場が行うという事態が発生した〔同上 252 頁〕。

地方統治組織がこのように変質する中で、農商務省は明治 27 年 5 月 3 日の農商務省訓令第 17 号「農商務統計報告規定」において、つぎのような農商務統計調査委員体制を定めている。すなわち、「地方ニ於テ相当ノ地位名望ヲ有シ実業ノ状況ニ精通シ且ツ統計調査ニ適スル者」を農商務統計調査委員として選任(第 5 条)することで、統計材料蒐集の補助、その内容審査等にあたらせた。なお、この調査委員は「郡市町村等適宜ノ区画」に「成ル可ク若干」配置するとされ、必ずしも必置されたものではなかった。このように、明治中期には必ずしも戸長ではなく「農業を営む地主で且つ統計調査に適した者」〔同上 257 頁〕が農商務調査委員として選任されていたのである。

明治後期には地主の多くが耕作地主から寄生地主へと転化し、上記のような調査委員としての適任者の確保が次第に困難となる。このような中、農商務統計は、調査体制の見直しを迫られることになる。大正 2 年帝国農会総会での「米麦生産統計の改良に関する件」(答申)は、農会に配置する通信員について「敢て相当の地位名望あるものとは限らず篤農家にして其の地方の農業状態を熟知せる自作農に囑託するを得ること」と、それまでの調査委員の選任の方針とは明らかに異なる。

り、「自作農を調査組織の末端構成員に活用」〔同上 272 頁〕する案を示している。

大正 3 年 11 月 21 日農商務省訓令第 13 号「農商務統計様式」の改正では、米麦に関する「作付段別及収穫高ノ調査」について、「市町村ヲ適宜ノ調査区ニ分チ一調査区毎ニ統計調査委員ヲシテ…調査セシムヘシ」として、それまでの「成ル可ク若干」配置から必置へと改められた。なお、各調査区への調査員の配置は、大正 10 年 6 月 28 日農商務省令第 19 号「農商務統計報告規則」によって、米麦も含め広く「農商務統計様式ニ掲ケル事項」に拡張され、農商務統計調査全般に適用された。また、調査員の選任についても、「一般ノ注意」として、「其ノ地方ニ於テ実業ノ状況ニ精通シ且統計調査ニ適スル者ヲ以テ之ヲ充ツヘシ」として、土地の名望家ではなくむしろ農業の事情に精通した者の中から人選すべきであるとされている〔同上 280 頁〕。さらに大正 14 年に農商務省が農林省と商工省とに分割され、その年の 10 月 28 日農林省令第 25 号「農林省統計報告規則」では、上述したように調査区の設定方法が明文化された他、市町村長によって選任された調査員がその指揮監督を受けることで、農林省—道府県—市町村—調査員という指揮命令系統を持つ調査体制が作り上げられた。しかしここでの調査員は、あくまでも無給の名譽職的なものであった。なお、この点については、昭和 2 年 6 月 7 日農林省令第 15 号「地方農林統計費補助規則」によって、調査員は国庫からの補助金が支給される有給調査員へと改められ、それによって市町村長による調査員への監督権限が強化された。『要旨』が策定された当時、調査の現場において実査業務に従事していた調査員をめぐる状況は、大要このようなものであった。

昭和 15 年当時、農林省は米麦調査実施のために 13 万人態勢からなる統計調査員を擁していた。統計調査員に関する 15 年農林統計改正の大きな特徴は、既存の調査員を調査客体に申告義務を課した「資源調査法」の適用を受ける調査の実査担当者として制度上位置づけ直した点にある。

「資源調査令」第 9 条の 2 は、「資源調査ノ為」市区町村に「市区町村長ノ指揮監督」のもとに「調査票用紙ノ配布、調査票ノ蒐集其ノ他之ニ関連スル事務ニ従事」する「資源調査員」を置くことができるとしている。「農林水産業調査規則」第 10 条は、「資源調査令」の規定を根拠に、地方長官に対し資源調査員の中で農林水産業調査に従事する者を農林水産業調査員として指定し、調査区内における農林水産業調査に従事させること、また地方長官は農林水産業調査員に同規則第 3 条から第 7 条に規定した米収穫調査その他の調査に従事させることができると規定している。また地方長官は、同規則第 11 条により農林水産業調査員の中から農林水産業調査指導員を選任し、自らの指揮監督のもとに指導員に農林水産業調査の指導に当たらせることができる(第 12 条)としている。

農林水産業調査員(指導員)が資源調査員という新たな資格上の位置づけを与えられたことから、調査員には「資源調査法」第 2 条により立ち入り調査権を付与され、それとともにその者は同じく第 7 条により、調査で知り得た事項に関する守秘義務を負うことになった。

(4) 調査対象

それまで農会を報告系統として行われてきた農事調査では、農家についての明確な定義はなされていなかった。単に、農会加盟の世帯のみの集計が各農会単位で取りまとめられ、それぞれ上部の農会組織へと報告され、最終的に全国農会において農事統計として集約され、その結果が農商務省(農林省)へと提出されていた。そのため、農林魚漁業に従事していても農会組織に加入していない事業者は、農会による報告とりまとめの対象外とされてきた。

昭和 15 年農林統計改正では、農林水産事業者を調査対象とする属人主義による個票調査へと原統計情報の蒐集方式が改められた。それに伴って、農業者については農家と準農家、林業者

については森林業自営世帯、私有森林管理者、製炭業経営者及林業被傭労働世帯が、さらに水産業者については水産業経営者及水産業被傭労働世帯が「農林水産業基本調査要綱」に明示的に調査対象として掲げられることになった。

このうち農家と準農家については、それぞれ「世帯員中農業ヲ営ムモノアル世帯ヲ謂ヒ準農家トハ組合、会社、学校、試験場等ニシテ農業ヲ営ミ其ノ生産物ヲ常ニ販売ニ供スルモノ」と規定され、また営農についても、「土地ヲ耕作スルト否トヲ問ハズ耕種、養蚕、養畜(養禽、養蜂ヲ含ム)ノ一又ハ二以上ヲ業トスルコトヲ謂フ」と明確に定義された。なお、この他にも、林業被傭労働世帯については、3年周期の調査によって定期的に把握されることになった。

(5) 個票調査方式の導入

『要旨』は、それまでの農林統計が「従来の農林行政組織の部局の区分の仕方が商品別を中心とし、流通過程のみに着眼し、農業生産といふことが第二義に置かれ」ていたことから、このような統計は「農業経営の適正規模を言ひ、土地制度の改革を考ふべき客観的拠り所」〔要旨(1941) 15頁〕としては有効性を持ちえないとする。そして農林統計の改善方向について、「農業経営に関する立体的観察を可能ならしむべき資料を組織的に備へない限り」、農業生産の実態を的確に把握することはできないとしている。

『要旨』は表式調査の統計作成方式あるいは表式によって蒐集される原統計情報の基本的特性にまで特に言及しているわけではない。しかし、表式調査によって作成される統計は農業経営に関する立体的観察を可能にするような資料とはなりえないとして、新たに属人的な個票による原統計情報の蒐集が不可欠であるとする。ここで本稿での検討課題との関連で特筆すべき点として、「従来農林統計のために電気計算機の設備がなかつたことは大きな欠陥である」〔同上 15頁〕として現実には情報処理能力の欠如により実現し得なかつたとはいえ、「この点を徹底せしむるに至るには調査を表式調査から改めて、個票からの中央集計とすることを前提」〔同上 15頁〕とし、「府県の統計事務の大半が将来は町村の指導と個々の審査に向けられ、製表事務は第二義的となるべきである」〔同上 53頁〕として『要旨』が、昭和15年農林統計改正による制度改定のさらに先を展望して、調査票情報の直接的な中央集計までも見据えている点を指摘しておく必要がある。

また個別調査の必要性について『要旨』は次のようにも指摘している。「労働力、耕地、生産量等を互ひに有機的に結びつけて、農業生産を具体的農家又は農業経営体の生産として理解し、農業生産上の欠陥、不調和がどこにあるかを発見するためには、個別農家又は農業経営体について調査し、之をその農家の個別的条件と関連して考察せねばならない」と〔同上 56頁〕。

「資源調査法」第1条が個人や法人対して課すことになった申告義務規定^(注8)を受けて、「農林水産業調査規則」は、その第1条において、「農林水産業者ハ本則ノ定ムル所ニ依リ農林水産業ニ関スル事項ヲ市町村長ニ申告スベシ」として、直接的に農林水産業事業者に対して申告義務を課すこととなった。農林省では、「農林水産業基本調査要綱」を初め、「米収穫調査要綱」、「農作物収穫調査要綱」、「養蚕業調査要綱」、「漁業調査要綱」をそれぞれ定めて調査の実施にあたった。本稿末尾に【付属資料2】として掲げた「農林水産業基本調査要綱」(以下、「要綱」)からも、この調査が個票調査として設計されていることがわかる。

「要綱」によれば、農林水産業基本調査は夏期調査(8月1日現在)と冬期調査(2月1日現在)との二期に分けて実施される。なお、夏期調査では農林水産業の全事業者が、一方冬期調査では農業者のみが調査対象となっている。ちなみに農業者に関しては、それまでの農会による農事調査の対象となる農家の範囲が曖昧であったことを改め、前項ですでに述べたように、農業者を農家と準農家とし、それぞれについて「要綱」において明確な定義を与えている。

「要綱」は夏期、冬期調査での調査対象別の調査事項を次のように規定している(表1)。

表1 夏期調査、冬期調査における調査事項

	夏期調査	冬期調査
農業者	<p>農家準農家ノ別</p> <p>農業ノ業態及自小作別</p> <p>田畑別自小作別耕作面積</p> <p>其ノ年2月1日ヨリ其ノ年7月31日迄ノ期間ニ付作シタル作物ノ面積及果樹、桑其ノ他永年性産物ノ栽培現在面積</p> <p>鶏ノ雌雄別飼養羽数</p> <p>農家ノ兼業ノ種類</p> <p>定備数、飼養牛馬数及有動力耕耘機台数</p> <p>過去1年間ニ於ケル農業上ノ主要ナル現金収入ノ源泉名</p>	<p>農家準農家ノ別</p> <p>前年8月1日ヨリ其ノ年1月31日迄ノ期間ニ付作シタル作物ノ面積(果樹、桑其ノ他多年性作物ヲ除ク)</p> <p>飼養目的別年齢別性別馬、役肉用牛、乳用牛、豚飼養頭数</p> <p>年齢別性別山羊、緬羊飼養頭数</p> <p>自己ノ所有ニ非ザル馬、役肉用牛、乳用牛、豚、山羊、緬羊飼養頭数</p> <p>哺乳期中ノ性別子豚頭数</p> <p>其ノ管理ニ係ル種類別所有者別所有目的別農事用原動機、牽引機台数及馬力数</p> <p>農事用トハ農業又ハ之ニ付随スル作業ニ使用セラルルコトヲ謂フ</p> <p>其ノ管理ニ係ル種類別所有者別所有目的別農事用動力作業機台数</p> <p>其ノ使用ニ係ル種類別農事用畜力作業機台数</p> <p>其ノ所有ニ係ル種類別農事用運搬機具台数</p>
林業者	<p>森林業自営世帯、私有森林管理者、製炭業経営者、林業被傭労働世帯ノ別</p> <p>専業兼業ノ別</p> <p>私有森林管理者ニ付テハ其ノ管理スル森林ノ個人有、会社其ノ他ノ団体有別</p> <p>製炭業経営者ニ付テハ世帯経営、会社其ノ他ノ団体経営別</p> <p>世帯経営ノ場合ハ自ラ製炭ニ従事スル世帯(家族従業者数ヲモ併セ調査ス)ト専ラ製炭夫ヲ雇傭スル世帯トニ分ツモノトス</p> <p>森林被傭労働世帯ニ付テハ男女別作業種類別労働者数</p>	
水産業者	<p>水産業経営者水産業被傭世帯ノ別</p> <p>水産業経営者ノ世帯非世帯ノ別</p> <p>専業兼業ノ別</p> <p>水産業ノ業態</p> <p>被傭者ノ傭ハレ先ノ水産業ノ業態</p> <p>兼業ノ種類</p>	

なお農業者に対しては、これら以外にも 3 年毎の定期的報告事項も設けられている。また、「農林水産業調査規則」第 7 条は、市町村長に対して、同規則の別表に記載された事項について、四半期、半年、年、3 年の周期での調査実施と、その結果の地方長官への報告期限を規定している。これは、それまで報告時点が齊一的に定められ作物の収穫時期によっては記憶に基づく記入が不正確となっていたことへの反省から、把握時期を作物等の事情に応じてよりきめ細かく対応することによって報告内容の精度改善を目指す意図を持って導入されたものである。

ところで、「要綱」に掲載されている報告様式は市町村が集計し地方長官に報告する市町村結果表だけで、そこには農林水産業者が記入し農林水産業調査員に提出する個票様式は示されていない。すでに上述したように、農林省は個票の設計を各市町村に委ねている。また「要綱」は、調査方法に関して、「農林水産業調査員ヲシテ担当調査区内ニ存スル調査客体ヲ巡回ノ上申告ヲ徴取セシメ」としている。このようなことから農林水産業基本調査については、上記の調査項目を網羅した調査票を市町村が独自に準備し、それらを調査員を通じて調査客体である個々の農林水産業者に配布し、担当調査区分の記入済みの個票を調査員が回収し、点検の上で市町村長に提出するという方法でこの調査は行われたものと考えられる。

3. 調査票情報の情報特性から見た昭和 15 年農林統計改正の特質と問題点

(1) 表式調査から個票調査へ

前節でもすでに紹介したように、昭和 15 年農林統計改正によって導入された統計作成方式は、多くの点でそれまでのものとは異なっている。中でも最大の相違点は、属地主義を基本とする表式調査に代って属人主義による農林水産事業者を報告義務者とした個票調査が導入されたことである。明治 27 年に「農産表」が工場票・会社票という個票様式を導入して以降も、農業関係の調査については依然として表式調査として実施されてきた。わが国の農業分野におけるこのような二種類の原統計情報の蒐集方式の併存状態は、昭和 15 年改正によってようやく終止符を打つことになる。

当時、国家総動員による経済の戦時対応という時局の要請の下で、農業についても、農産物の市町村別の供出額の算定、肥料や農業機材の配給割当といった諸政策の策定、実施が求められた。このような新たな行政ニーズが要求する統計は、明治初頭以来農業分野において連綿と維持されてきた属地主義を基本とした表式調査による対応の範囲を超えたものであった。昭和 15 年農林統計改正は、このような時代の要請を受けて行われたものであり、農業事業者を統計単位とした個票調査によって原統計情報を獲得し、属人主義に基づく個々の調査票情報を積み上げることによってより政策適合的な統計を作成できるよう調査の仕組みを再設計することが、昭和 15 年農林統計改正の意図するところであった。

それでは、農業事業者を統計単位とする個票調査とそれまで農業分野での主要な調査方式であった属地的な表式調査とは、一体どの点が異なるのであろうか。

昭和 15 年当時、農林業統計は、農事統計は農会、農業生産統計は農林省という全く別系統の調査として、さらに、個々の調査もまたそれぞれ独立した表式によって、いわばパッチワーク的に相互に関連性を欠く形で作成されていた。その結果、農林水産業の生産活動に関して、本来は一体をなすはずの労働力や農業生産のための各種資材といった生産手段の投入面と農林水産物の産出面とが、それぞれ脈絡を欠いた形で統計的把握が行われてきた。

一方、昭和 15 年農林統計改正で導入されることになった農業事業者を統計単位とする個票調

査によって得られる調査票情報には、農業生産に係る投入と産出とが、ひと組の変数群からなる変数値として相互に関連づけられた形で表現されている。個票調査の最大の特徴は、個々の統計単位に関して、調査事項に係る変数値が、まさに相互関連を有するものとしてひと組の調査票情報を形作っている点にある。

(2) 個票調査における調査票情報の変質

ここで、統計情報の形式に注目して、昭和 15 年農林統計改正が提起することになった統計の作成過程における調査票情報の変質を見てみよう。図1にも示したように、農林水産業調査員が農業事業者から蒐集した夏期(冬期)調査票情報は、市町村において調査区ごとに調査区結果表として集計される。「要綱」は調査区結果表の様式は掲げていないが、蒐集された点検済みの個票が市町村で調査区別に集計され、その結果が調査区結果表に記入された時点で、この結果表と原統計情報である調査票情報との間で、統計情報の情報特性に関しての本質的な変化が発生する。それは統計情報の集計化という情報処理行為がもたらすもので、個々の調査票情報において存在していた変数間の関係の新たな関係による置換という原統計情報の変質がそれである。

ここでいう集計化に伴う原統計情報の変質は、実はいくつかの次元で発生する。

第 1 は、集計化による調査票情報が持っていた変数間の関係性の消滅である。単純集計の場合には、単一の変数だけが他の諸変数から切り離された形で集計量として与えられる。クロス集計においても同様に、変数間の関係の分断が発生する。なぜなら、集計によって得られる結果表は、製表に際して採用された諸変数、すなわち欄外変数として採用された変数も含め、クロス表は製表において取り上げられた変数間の関係のみを他の諸変数との関連性を断ち切った形で表示しているだけであるからである。

第 2 に、集計変数の取扱いの如何によっては、集計化に伴って情報の喪失が発生しうる。集計変数が質的変数である場合には、集計変数間の関係に係る情報量は不変であるが、量的変数が集計変数として用いられ、しかも原計数値がいくつかの階級に統合区分されて集計される場合には、集計結果は変数間の階級内平均的関係を表現することになる。それは、個々の調査票情報における当該変数が持つ観測の揺れを相殺することでより安定的な結果を提供する反面、調査票情報が持つ当該変数間の具体的な関係を希薄化し、丸めた形で表現する。その結果、個体はあくまでも集団の中のひとつの構成要素として、集団が代表する平均化された特性がそれに付与されることになる。

(3) 集計化の時点と昭和 15 年農林統計改正

統計作成に用いる原統計情報の形態という側面から見た場合、表式調査を特徴づけるのは、原統計情報が最初から集計量として蒐集される点である。そこでは上述したような集計化に伴ってすでに情報喪失した原統計情報が統計作成の出発点となっている。表式という調査様式の各セルに記入された数値には、個体はその統計的特性として有する相互に関係性を持つ変数値の総体という側面が解体され、それぞれのセルに切り分けられ、それぞれの集計量として表式の中に埋め込まれる。

表式調査による統計は、市町村、道府県といった既存の行政機構を報告系統として一般に作成されてきた。このことは、末端の行政を支えてきた戸長等による原統計情報の蒐集を含め、得られた集計量はそれぞれの境域単位での地域的平均像を形作ることになる。

前節において見たように、昭和 15 年農林統計改正では農業統計の作成方式にいくつかの大きな変更が行われた。本稿の検討課題との関連でいえば、それらの中でも特筆すべき改正は、農業事業者という属人的な調査単位を新たに設定し、個票による原統計情報の蒐集方式へと改められ

たことである。このように調査方式を再設計することによって、農林水産業調査員が個々の農業事業者から回収する記入済み調査票は、まさに個体に関する調査票情報として、農林水産業の投入面と産出面とを一組の調査票情報の中に相互に関係づけた形で一体として捉えている。

ところで、昭和 15 年農林統計改正の内容を具体的な統計の作成過程について見ると、農林水産業調査員が蒐集し、点検作業を経て市町村に提出された調査区内の農業事業者に関する調査個票は市町村で調査区別に調査区結果表として取りまとめられ、市町村結果表に集約される。このことは、調査区集計表に各調査区の調査票情報が取りまとめられた瞬間に個々の調査票情報が保有していた統計情報は、集計化され、変質を遂げることを意味する。その結果、調査区調査票の各セルに記載された集計量から、遡及的に個々の調査票情報へと辿る道は完全に閉ざされてしまう。原統計情報への遡及可能性の遮断という意味で、調査区結果表は事実上表式調査票へと転化するのである。

また原統計情報の質の点でも、表式調査票の個々のセルに記載される数値については、推算、既存の記録情報、直接の調査結果とその質は多様で、報告を受けた上位機関では少なくとも数字が埋まってさえいればその質は基本的に不問とされてきた。これに対して昭和 15 年農林統計改正で導入された調査区結果表に収録された計数は、それぞれの調査区を担当する農林水産業調査員が点検した上で提出した調査票情報の直接的な集計結果であるという点が、表式による調査票情報と本質的に異なる。さらに、結果表の取りまとめに際しても、市町村の調査担当者には、調査員に対して追加的な照会を行うことのできる道も開かれている。

昭和 15 年農林統計改正による個票調査の導入によってそれまでの属地主義から属人主義に基づく結果表章が可能となり、農業統計は時局が要請する新たな結果数値を提供できるようになった。時代の要請への対応という意味では、この統計改正は、政府統計のあり方としては、一応の目標を達成したといえる。

その一方で実際の統計の作成方法は、個票調査の特性を完全に生かすような形には必ずしもなっていない。なぜなら、個票によって獲得された個々の農林水産業事業者に関する調査票情報が調査区統計表に集約された瞬間に変数間の関係性は解体され、単独のあるいは特定の若干の変数間の関係のみが他の諸変数との関連性を削ぎ落とした形で集計表にまとめられ、その後の統計作成工程はこの集計表が持つ情報制約の中で市町村集計、道府県集計、さらには全国集計へと積み上げられざるをえないからである。

むすび

わが国では表式調査による農業統計の作成は、明治初頭の「物産表」以来 70 年余りにわたって引き継がれてきた。この調査方式が最終的に個票による把握に取って代わられるのは、本文でも見たように、昭和 15 年農林統計改正によってである。本稿では、表式調査から個票調査への調査方式の転換が、統計作成の出発情報である原統計情報の情報特性にどのような変化をもたらしたかを、昭和 15 年農林統計改正の改正要旨を主たる検討素材として考察してきた。そこから明らかになったいくつかの点を指摘することで、本稿のむすびとしたい。

「興業意見」によって地方の産業振興による国づくりを掲げた元農商務次官元前田正名が明治 20 年代半ばに提起した町村是運動は、その後各地で町村是・郡是が策定され、全国的に展開されることになる。当初は前田の個人的運動の性格が強く、彼に賛同する地方の名望家による町村是がそれを先導した。初期の町村是調査では個票による実査に基づく地域の統計的把握、それによる町村是の策定が行われていた。その典型事例の一つが、愛媛県温泉郡余土村是である。

特に余土村是調査に基づいて起草された「余土村是」が明治36年に大阪天王寺において開催された第5回内国勸業博覧会^(注9)において一等賞を受賞^(注10)するなど、村長森恒太郎が進める同村の事業は農村改善の典型事例として広く周知されることになった。

村長を辞した後、森がそれまでの10年に及ぶ村是調査実施の経験を踏まえ、村是の実験を世に普及する目的で明治42年に著したのが『町村是調査指針』である。この『指針』には個票調査の意義のみならず、調査実施体制、さらには具体的な調査票の様式も例示されている。にもかかわらず、農村調査でのこういった動きが、農商務省統計改革の直接の契機となることはなく、また町村是運動も、このような当初の草の根的な運動からその後は府県さらには内務省主導による風俗改善事業的なものへと変質[佐藤(1999)]し、「農村理論・調査・施策を一体としていた「町村是」は…空中分解させられ、昭和期に近づくにつれて精神主義への傾倒を著しくし、まず「是」を定め、これにデータを合せることによって計画案を策定するという逆立ちした調査となっていく」[高橋(1982)20頁]。

農会の調査には、明治35年以降受託実施することになった農事統計、大正2年開始の農家経済調査、そして大正10年の農産物生産費調査と個票方式による調査が見られる。その一方で農商務省(農林省)が所管する農林統計とはといえば、昭和15年の統計改正まで基本的に表式調査として維持されてきた。それらが何故当時の農商務省の農林統計に直接的に反映されなかったかについては、わが国農村地域における個票調査の嚆矢と見られる余土村是調査とその調査法的集大成としての『町村是調査指針』の内容検討も含め、今後の課題とすることにした。

国家総動員体制下での統制経済という新たな経済管理方式は、結果的に各産業の生産、流通政策の抜本的な見直しを要請した。食糧や軽工業への原材料供給部門である農業もその例外ではなかった。農業分野での生産―流通―消費過程全般にわたる統制、そして継戦能力の維持に不可欠な農業生産力の向上という新たな政策対応が求められる農業統計への要請は、農事統計と農業生産統計とがそれぞれ異なる系統の統計として作成され、また単に産物別の生産高しか与え得ない表式調査に対して、その調査方式としての限界性を突きつける結果となった。なぜなら、属地主義に基づく表式調査によって蒐集された原統計情報の単なる地域的な積み上げによって作成される統計によっては、農業生産に係る投入と産出の構造的関係を明らかにすることはできず、また供出割当量や肥料や農具等の配給量の算定の基礎数字たりえなかったからである。このように、表式調査の限界を突きつけたのは統制という行政行為が提起した新たな統計ニーズであった。

この種の統計ニーズに応えるためには、農林業の担い手に関する農事統計と生産統計との一体把握が不可欠であり、その結果、属人的な個票調査による原統計情報の蒐集を組み込んだ統計作成方式への改定が提案される。調査個票によって蒐集された調査票情報は市町村で調査区別に集計され調査区結果表にまとめ上げられる。その後、この調査区結果表に基づき市町村 ⇒ 道府県 ⇒ 農林省という報告系統によって、最終的に農林統計が編成される。

このような過程を経て作成される統計は、それが従来のような属地に基づく数字ではなく、所有・耕作に係る属人的数字として与えられる。このため地方自治体でも、それを政府が策定した農産物の供出や生産資材の配給計画に従う地域割り当て分に関して、自市町村内で各農業事業者の実情を反映した配分量の決定の根拠数字として用いることができる。この種の統計ニーズへの対応という意味では、調査票情報に対して調査区結果表という第一次的取りまとめがなされ、地方集計によりいわば表式調査的に作成された統計であっても、それが属人的な原統計情報に依拠した数字という意味で有効性をもち得たのである。

他方で時局のもう一つの要請であった農業分野における生産性の向上に直接的に寄与しうる統計という点では、昭和 15 年農林統計改正による調査方式の見直しは、情報処理技術上の制約もあり、課題をその後に積み残すものとなった。後にこの点に関して近藤康男は、農業統計のあり方について、以下のような多少踏み込んだ立論を展開している。

戦後、昭和 24 年 9 月 16 日に開催された全国農民大会は、供出制度をより公正で合理的なものとするための地積・地力調査の実施を政府に対して要請した。この要望に含まれる地力調査に対して近藤は、次のような疑問を投げかけている。すなわち、「何俵取り」というような概念は地力の良不良を示す指標だということではできるだろうが、そういう地力というのは土地の収穫力の高低を記述するだけで、何によって然るかの因果論的關係については何も言っていない。・・・もし同じく地力を問題にするさい、この収穫高を規定しているものが、土地の本来もっている形質であるか、それに加えられている土地改良や設備であるか、今年の気象条件であるか、それとも本年の耕耘肥培の關係に主として基づくのか、これらが生産力の構成においてもつとところに比重や、役割如何、ということになると調査は全く別個の新しい性格を帯びてくる。このように問題が提起された時、地力の本質が問題にされるのであり、それが判明した時は、将来の予想が正しくなし遂げられるようになる。なぜなら生産を左右する諸要素の役割とその比重とが判明しているのであるから、その年における気象や耕耘肥培状況と、その土地の本来有している諸要因とによって、その年の収穫がどうならねばならないかを正確に予知することができるのである。また、土地の本来有している形質の差のみに基づく甲乙を伏して供出の事前割り当をするのであるならば、そういう差を言うことも可能になるはずである。真に科学的な農業計画の基礎にもなりうるのである。こういういわば因果論的研究に進むことが統計調査の将来の途である」〔著作集 10(1974) 292 頁〕と。

「地力の因果論的分析をする資料の累積なしに地力の調査をする場合には、単なる統計的觀察の記述にとどまらざるをえない」〔同上 294 頁〕。「高い収穫をもたらしたものが土地の本源的形質、加えた土地改良、年々の気象条件、農民の耕耘肥培における努力のいずれであるかを問わず、高い収量は高い地力、高い等級とせざるをえ」〔同上 294 頁〕ないことから、「こうした条件のもとでの地力調査は、・・・正しい言葉の使い方としては地力調査ではなく、単なる収量による土地の等級付けである。課税や供出には用いられようが、真実の意味における農業計画には使いようはない」〔同上 296 頁〕。農業における投入と産出との因果性を明らかにする資料の蓄積ない段階で仮に地力調査を実施したとしても、「統計調査機構による「地力調査」は、単純な統計的測定による記述にとどまり、地力すなわち土地生産力の因果論的研究という性格を持ち難いというのが近藤の基本的認識である。「調査が研究という性格をもつことによってはじめて、真に科学的根拠をもった事前割り当てが可能になるし、年々変化する条件の測定によって、収穫の予想をかなり正確にすることができる。農業計画の名称にふさわしい計画が可能になるのは、そういう資料が累積したうえのことである」〔同上 300 頁〕。そのような理由から近藤は、「土地等級決定の根本資料が欠けている」段階での地力調査には反対の立場をとる。そして、そういう方向こそが今後の統計的調査の発展する方向であると近藤は考える。

近藤の統計の在り方に対するこのような立場は、すでに『要旨』の中にもその一端を読み取ることができる。彼はそこで、「農林統計の生命は生産力統計でなくてはならない。・・・生産力を把握するのに二つの面があると思ふ。第一は夫々の生産要素、即ち生産手段及び労働力の正確なる調査であり、第二は生産の結果たる生産物を測定することである。この両者相俟つて農林水産業の生産力を正当に理解することができるが、現実に於て生産力を左右するものは第一であつて、第二はその結果たるに過ぎない・・・。然るに従来の農林統計に於ては、この認識に於て欠けてゐた

ため第二の生産物の調査といふ点に重点が置かれて、第一の生産手段、労働力の調査がきわめて不完全な状態である。・・・生産力を維持し、高めるためには、生産力を左右してゐる諸要素の質と量とが瞭かとなつてゐなくてはならない」〔『要旨』(1941)9頁〕としており、漁業についても同様に、「単に魚の種類別漁獲高」を調査するだけでは不十分で、業法別調査、さらには漁船数や従事者数との関係を明らかにしない限り「漁業のために必要な資材の良を正確に測定することは不可能である」〔同上 10頁〕として投入調査の必要性を訴えている。

農林業事業者を対象とした属人主義の個票調査によって蒐集された調査票情報は、確かに個々の事業者の農業生産に関する生産要素別の投入量と生産活動の成果としての産物の生産(収穫)高という変数が、一組のデータの中に相互に関係性をもって把握している。しかしながら、このような変数間の関係性という調査票情報が持つ情報特性は、昭和15年農林統計改正によって導入された統計の作成方式では、各調査区からあげられた調査票に記載された統計情報が市町村において調査区別に集計され、調査区結果表としてまとめ上げられた瞬間に変質する。なぜなら、調査区結果表では、その後、市町村結果表、道府県結果表としての積み上げに必要な変数だけが他の諸変数との関係性を切り離れた形で取り上げられ、集計されるからである。

その結果として得られる統計は、一方では事業主体属性(自小作)別の生産資材等の保有量・使用量が、他方では同じく農林水産物の生産量が、相互に直接的関係を欠いた形でそれぞれが農業の投入面、産出面に関する計数を与えるだけのものとなる。そこでは、どのような生産要素のどの程度の投入量がいかなる成果(産出高)として結実しているかといった因果関係の追求に必要な相互の関係性を辿る道は、完全に閉ざされており、それからは各生産要素の農業生産性に対する寄与分の数量的確定へと分析の歩を進めることはできない。

属人主義による実態把握の必要という時代の要請を受けて、昭和15年農林統計改正によって、農業分野においても遅ればせながら調査個票を用いた原統計情報が蒐集されることになった。新たな調査方式によって得られた調査票情報は、農業分野における投入と産出との間の因果関係の分析といった統計の利用目的にも対応できる情報を、少なくとも潜在的には保有していた。しかしながら、一方で集計処理能力の欠如という当時の情報技術面での制約、他方で伝統的な表式に基づく統計作成という機構的制約、制度的慣行の下で、そこで導入されたのは地方分査による積み上げという、表式調査的統計作成方式であった。そこでの統計作成システムは、表式調査によって蒐集された原統計情報とは異なり、調査票情報という潜在的な利用可能性を内在させた情報形態であったにもかかわらず、実際に制度化された統計調査は、新たな統計利用の可能性を開拓するような仕組みのものとはならなかった。

本稿で筆者が特に昭和15年農林統計改正に注目したのは、それが農業分野において表式調査票による原統計情報の蒐集に終止符を打ったという意味でわが国の統計調査史上におけるひとつの時代を画するものであったからだけではない。確かに、属人主義による調査票情報に基づく集計によってより政策適合的な結果数字が農業についても得られるようになった点は、改革の時代の要請に対する適合性を示すものと言えるであろう。その一方で、近藤が『要旨』において問題提起した農業分野における生産性の向上に寄与しうるような因果分析といったもう一つのタイプの統計の分析的利用ニーズに関しては、情報の形態そのものとしては調査票情報が潜在的対応可能性を内在させていたにもかかわらず、昭和15年農林統計改正を受けて制度化された統計作成方式は、それを実現しうるような統計情報の在り方とはなっていない。

表式調査の場合、蒐集される原統計情報は最初から集計量であり、その表示形式も集計結果表に他ならない。そこでは、個体が本来的に有していた変数間の有機的関連性が事実上解体さ

れ、相互の関連性を持たない個体の個々の側面に関する情報の集合が表式に記載される。より正確には、表式調査では、個体の諸側面が相互に関連性を持つということそのものに、調査実施者はそもそも関心を払っていないと言うべきであろう。

これに対して個票調査では、原統計情報は個体が有する諸側面にかかわる諸変数を相互の関連性を維持した形で捉えている。このような調査票情報は、それが集計され表形式の結果表として表示された瞬間に、それが調査票情報として本来持っていた情報の変質が発生する。統計における調査票情報の情報特性の考察を課題とする本稿で筆者が特に昭和15年農林統計改正の契機とその制度的帰結とに関心を持ったのは、その中に個票調査によって獲得された調査票情報が、その集計による統計作成という統計実践の過程で集計化に伴い統計情報の分析的情報価値をどのように喪失していくかを、情報の論理として確認できるのではないかと考えたことによる。

本稿で取り上げた昭和15年の農林統計調査の改正は、統計にとって集計化が持つ意味さらには各種リンケージによる調査票情報の情報価値の拡張等についても、いろいろと示唆的な論点を提起しているように思われる。

〔注〕

(1)工場票・会社票の提案者は、当時農商務省に在籍していた呉文聡であるとされている〔相原・鮫島(1971) 59頁〕。

(2)明治26年から29年、明治31年から大正2年に農商務省に在籍していた呉文聡は、『統計講話』第46段で「我邦にて国勢調査を行ふ際何か附帯して調査せんと欲せし事項あるや」と問い、第47段に於いて「想像だけにても宜敷ければ差支なき限り概略承り度し」と断りつつも「農業の調査なり」として、調査事項、調査が必要な理由とともに、附帯調査のとりまとめ結果の様式を示すことで農商務統計の改善案を示している〔呉(1907) 267-273頁〕。

農業分野における個票方式による調査実施の提案は他にも認められる。明治39年の道府県農会常務員協議会は、「道府県農会農事統計調査改善意見」として、県或は郡農会が「様式若しくは小票」を定め、町村農会経由で調査委員にそれを渡し、「調査員は各戸に之を配布し各員をして記入せしむるか又は委員に於て記入をなし当否審議の上委員長より町村農会に報告」という個票方式による調査改善案を提案している〔原(1980) 262頁〕。

また、愛媛県温泉郡余土村村長森恒太郎が明治33年以来10年間にわたり実施した村治方針(村是)策定のための村是調査では実際に個(小)票を用いた調査が行われた。後年森が著した『町村是調査指針』の第2章「調査の準備」には、小票「一名カード」という節(第2節)も設けられ、小票による調査の意義について、次のように記されている。「小票はカードと称し、欧米に於て盛に行はれつゝあるの法なり。…町村是調査に於ても其統計調査を行ふには此法を用ふるを以て可とせざるべからず。…小票は数多の口座を設けて調査并記載を要する場合に於て之を用ひ、一口座毎に一の小票を用意し、之れに調査の事項を記入し以て或は原簿に転載するの用に供し、或は之を以て直ちに分類集算の用に供するものなりとす。町村是の調査を行ふに際し、生産、戸口乃至財産等の調査を為さんとすに、之れが町村其者の大数を得んとならば、必ず住民の各戸に就て之が調査を行ふべきものなるを以て、調査は即ち住民の一戸々々を一口座として調査せざるべからず」〔森(1909) 25-26頁〕と。このような小票使用の意味について同書は、「…従来各地に於て町村是の調査を為し、小票の制に倣はず、委員の手帳に随問随記以て材料の蒐集を為すものありて、不秩序なる調査の結果が酷誤矛盾を生じ、之が為めに調査の煩雑実に名状すべからざるものあり。畢竟小票の効果を知らざると、時代進歩の便法

を用ひざるの致す所なり。今や調査方法は次第に進歩し、一般に之れを使用して其成功を得つゝあるもの多し〔同上 27 頁〕として、以下のような7つの利点を記している。①多数の各戸調査に一々口座を設けて而して能く之が整理を為すの利益、②多数の調査委員が同時に実査せむとするに方り調査の目的物を一にして而して委員分離の調査を為し少しの時間に多くの調査を成功するの利益、③口座別に使用せらるゝ小票は調査の結果が他人他戸の調査と混乱の憂ひなき利益、④数人を通じて調査物の整理を為すに伝送の利益、⑤多人数にて整理する場合原票の儘廻覧をなさしむるを得て複写の煩なく従つて誤字誤写の憂なきの利益、⑥小票は之を分割擔任して他の事務を妨げざるの利益、⑦統計作表の場合に於て小票を以て分類計数を為すの利益、がそれである〔同上 27 頁〕。さらにこの『調査指針』の 30～37 頁には、「未だ経験なき人々の為に」として、具体的な小票が掲げられている。

なお付言すれば、余土村是調査は、明治 32 年に愛媛を訪れた元農商務次官前田正名による調査の勧誘を受けて村長の森がその実施を承諾したとされている〔松山市史(1995) 64 頁〕。このことから、同村での村是調査の実施は、前田が農商務省在職当時から推進してきた計画農政による農業改善の模範事例的な意味も持っていたことがわかる。ちなみに池内清間が著した村是調査の記録『愛媛県温泉郡余土村是』には、その冒頭に前田がその序を寄せている。

(3) 明治 35 年 12 月 25 日農商務省令第 26 号「農会ニ於テ農事ニ関スル事項調査ノ件」の第 2 条第 2 項、第 3 項にはそれぞれ次のように規定されている。

郡農会ハ其ノ区域内ニ農会ノ設立ナキ町村アルトキハ自ラ前条ノ調査ヲ為シ町村農会ノ報告書ト共ニ総括シテ報告書ヲ作成シ之ヲ道府県農会ニ差出スヘシ

道府県農会ハ其ノ区域内ニ農会ノ設立ナキ市郡アルトキハ自ラ前条ノ調査ヲ為シ市農会及郡農会ノ報告書ト共ニ総括シテ報告書ヲ作成シ之ヲ地方長官ニ差出スヘシ〔『法令全書』明治 35 年第 35 巻ノ四 335 頁〕

(4) 大正 14 年 10 月 28 日農林省令第 25 号「農林省統計報告規則」によれば、市町村長は「調査ヲ行フ為市町村ニ調査区設ケ各調査区ニ調査員ヲ置ク」(第 2 条)くこと、調査区は「大字、小字等地理上独立ノ呼称ヲ有スル区域又ハ調査事項ノ種類ヲ標準トシ当該市町村ニ於ケル産業ノ状態又ハ調査難易ヲ参酌シテ定」〔第 3 条〕めること、さらに調査員に対しては「市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ担当調査区内ニ於ケル農林省統計調査ノ事務ヲ執行」(第 4 条)することが規定されている。〔『法令全書』大正 14 年第 14 巻ノ四 51 頁〕

(5) 農商務省令第 26 号の第 1 条は次のように規定されている。

農会ハ毎年其ノ区域内ニ於ケル左ノ事項ヲ調査シ地方長官ニ於テ告示スル様式ニ依リ報告書ヲ作成スヘシ

一、米(水稻、陸稻)麦(大麦、小麦、裸麦)ノ作付段別及収穫高

二、一毛作田地及二毛作以上作田地ノ段別(主タル裏作トシテ)紫雲英、苜蓿等ノ緑肥ヲ作付スルモノハ二毛作以上作中ニ区別スヘシ

三、牛馬耕ヲ為ス田畑及為ササル田畑ノ各段別

四、自作田畑及小作田畑ノ各段別

五、耕作用牛馬ノ頭数

六、総戸数及専業並兼業各農家(耕作ニ従事セサル地主ヲ除ク)ノ戸数

七、農業ニ関スル教育ヲ受ケタル者(農学校・農事講習所又ハ之ニ準スヘキモノヲ卒業シタル者及農事講習会又ハ之ニ準スヘキモノニ於テ講習ヲ受ケタル者)ノ現在数

前項第一号乃至第三号ハ毎年ノ事実、第四号乃至第七項ハ毎年末ノ事実ヲ調査スヘシ

〔『法令全書』明治 35 年第 35 巻ノ四 335 頁〕

(6)「農林水産業調査規則」第 8 条は、「本則ニ依ル申告ハ市町村長特ニ必要アリト認ムルトキハ当該市町村ニ地区内ノ農会、養蚕実行組合、産業組合、漁業組合、森林組合其ノ他農林水産業者ノ主トシテ組織スル団体其ノ他市町村長ニ於テ適当ト認ムル者ヲ經由シテ之ヲ為サシムルコトヲ得」と規定している。〔『昭和年間法令全書』昭和 15 年第 14 巻ノ九 146 頁〕

(7)原は、神奈川県のある村落を例に明治 8 年当時の組織を次のように説明している。「当時の組織は大区－小区－村(旧村落)の編成となっており、大区には区長・副区長がおかれ、小区には戸長・副戸長が、村には里長・立会人が設置されている」〔原(1980) 243 頁〕。

(8)「政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ為必要アルトキハ個人又ハ法人ニ対シ之ニ関スル報告又ハ実地申告ヲ命ズルコトヲ得」(第 1 条)

(9)第 5 回内国勸業博覧会に出品された郡是、町村是は、3 府 26 県合計 249 点にのぼる〔一橋大学(1964) 6 頁〕。

(10)『町村是調査指針』の発刊に寄せられた当時の衆議院議長長谷場純孝の序の記載による〔森(1909) 1 頁〕。

【文献】

(1)池内清間(1901)『愛媛県温泉郡余土村是』余土村役場発行

<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/784548/81>

(2)『法令全書』(1902)明治 35 年第 35 巻ノ四 原書房

(3)呉文聡(1907)「統計講話追加」『統計学雑誌』第 257 号

(4)森恒太郎(1909)『町村是調査指針』丁未出版社

<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/784697>

(5)『法令全書』(1925)大正 14 年第 14 巻ノ四 原書房

(6)近藤康男(1941)『農林統計改正要旨』日本評論社

(7)久我通武(1964)『日本農村統計読本』葵出版社

(8)一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター編(1964)『郡是・町村是調査書所在目録(特殊文献目録シリーズ1)』

(9)相原茂・鮫島龍行(1971)『統計日本経済』筑摩書房

(10)近藤康男(1975)『近藤康男著作集 第 10 巻 農林統計の理念』農文協

(11)原 政司(1980)『農業統計発達史』日本経済評論社

(12)高橋益代(1982)「『町村是』資料について」一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター編『郡是・町村是』資料目録一付「産業調査書」(特殊文献目録シリーズ No.23)』

(13)松山市史編集委員会編(1995)『松山市史』第 3 巻

(14)佐藤正弘(1999)「郡是・市町村是資料—そのなりたちと評価—」『郡是・町村是資料マイクロ版集成』解題 斎藤修・松田芳郎・安田聖・佐藤正弘監修一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター編『郡是・町村是資料マイクロ版集成』丸善株式会社

第1条 農林水産業者ハ本則ニ定ムル所ニ依リ農林水産業ニ関スル事項ヲ市町村長ニ申告スベシ

第2条 市町村長ハベツニ定ムル農林水産業基本調査要綱ニ依リ当該市町村ニ居住スル農林水産業者ニ就キ專業兼業別、業態別、耕作面積、作物栽培面積、家畜家禽、農機具其ノ他農林水産業ノ状態ニ関シ申告ヲ求メ其ノ結果表ヲ地方長官ニ提出スベシ

地方長官ハ前項ノ結果表ヲ取纏メ農林水産業基本調査要綱ニ定ムル期限迄ニ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第3条 市町村長ハ当該市町村ニ居住スル米作者ニ就キ米ノ栽培面積、予想収穫高及実収高ニ関シ申告ヲ求メ別ニ定ムル米収穫調査要綱ニ基キ地方長官ニ報告スベシ

地方長官ハ前項ノ報告ニ依リ道府県計ヲ作成シ米収穫調査要綱ニ定ムル期限迄ニ之ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第4条 市町村長ハ当該市町村ニ居住スル農業者ニ就キ農産物ノ栽培面積、予想収穫高、実収高及推定販売高ニ関シ申告ヲ求メ別ニ定ムル農作物収穫調査要綱ニ基キ地方長官ニ報告スベシ

地方長官ハ前項ノ報告ニ依リ道府県計ヲ作成シ農産物収穫調査要綱ニ定ムル期限迄ニ之ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第5条 市町村長ハ当該市町村ニ居住スル養蚕者ニ就キ蚕種掃出卵量、予想集繭高及収繭高ニ関シ申告ヲ求メ別ニ定ムル養蚕業調査要綱ニ基キ地方長官ニ報告スベシ

地方長官ハ前項ノ報告ニ依リ道府県計ヲ作成シ養蚕業調査要綱ニ定ムル期限迄ニ之ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第6条 市町村長ハ当該市町村ニ居住スル漁業者ニ就キ漁業ノ種類、漁船、従業者数及漁獲高ニ関シ申告ヲ求メ別ニ定ムル漁業調査要綱ニ基キ地方長官ニ報告スベシ

地方長官ハ前項ノ報告ニ依リ道府県計ヲ作成シ漁業調査要綱ニ定ムル期限迄ニ之ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第7条 前五条ニ定ムルモノノ外市町村長ハ当該市町村ニ居住スル農林水産業者ニ就キ別表ニ掲グル事項ニ関シ申告ヲ求メ別表ニ掲グル期限迄ニ之ヲ地方長官ニ報告スベシ

地方長官ハ前項ノ報告ニ依リ道府県計ヲ作成シ別表ニ掲グル期限迄ニ之ヲ農林大臣ニ報告スベシ

市町村長及地方長官ノ報告様式ハ農林大臣別ニ之ヲ定ム

第8条 本則ニ依ル申告ハ市町村長特ニ必要アリト認ムルトキハ当該市町村ニ地区内ノ農会、養蚕実行組合、産業組合、漁業組合、森林組合其ノ他農林水産業者ノ主トシテ組織スル団体其ノ他市町村長ニ於テ適當ト認ムル者ヲ經由シテ之ヲ為サシムルコトヲ得

第9条 市町村長ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ市町村ニ調査区ヲ設クベシ

第10条 地方長官ハ資源調査員ニ就キ特ニ本則ニ依ル調査ヲ担当セシムベキ者(以下農林水産業調査員ト称ス)ヲ指定シ調査区内ニ於ケル農林水産業基本調査ニ関スル事務ニ従事セシムベシ

市町村長特ニ必要アリト認ムルトキハ農林水産業調査員ヲシテ調査区内ニ於ケル第3条乃至第7条ノ調査ニ関スル事務ニ従事セシムルコトヲ得

農林水産業調査員ハ市町村長之ヲ指揮監督ス

第 11 条 地方長官必要アリト認ムルトキハ農林水産業調査員ニ就キ農林水産業調査指導員ヲ命ズルコトヲ得

第 12 条 農林水産業調査指導員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ農林水産業調査ニ関スル指導ニ従事ス

第 13 条 地方長官ハ毎年管下市町村ニ於ケル農林水産業調査事務ノ実績ヲ監査シ其ノ結果ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第 14 条 農林大臣必要アリト認ムルトキハ当該官吏ヲシテ実地ニ就キ農林水産業調査事務又ハ調査ノ実績ヲ監査セシムルコトアルベシ

第 15 条 地方長官本則ニ於テ調査スル事項ノ外必要ナル事項ヲ併セ調査スル為資源調査法第 1 条ノ規定ニ依ル命令ヲ發セントスルトキハ其ノ事項及方法ヲ具シ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第 16 条 本則中町村又ハ町村長トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス
附則

本令ハ昭和 16 年 1 月 1 日ヨリ之ヲ施行ス

農林省統計報告規則ハ之ヲ廃止シ農会法施行規則附則第 3 項ヲ削ル但シ昭和 15 年中ノ事実ヲ調査シ昭和 16 年中ニ報告スベキモノニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

(別表)

調査事項	摘要	調査時期	市町村長 報告期限	地方長官 報告期限
1 水稲植付状況		北海道、東北 北陸ノ各県 6 月 10 日現在 其ノ他ノ府県 (沖縄ヲ除ク) 6 月 30 日現在	6 月 13 日 7 月 3 日	6 月 20 日 7 月 10 日
2 稲作況	水稲、陸稲	8 月 15 日現在	8 月 18 日	8 月 25 日
3 麦作況	大麦、裸麦、小麦	北海道 6 月 1 日現在 東北 6 県 長野 5 月 10 日現在 其ノ他ノ府県 4 月 20 日現在	6 月 5 日 5 月 15 日 4 月 25 日	6 月 15 日 5 月 25 日 5 月 5 日
4 田畑増減面積	増減原因別	自前年 8 月 1 日 至其ノ年 7 月 31 日	8 月 31 日	9 月 30 日
5 採種圃面積 並採種数量	経営者数、採種 用蔬菜、採種用 緑肥及飼料作物	自其ノ年 1 月 1 日 至其ノ年 12 月 31 日	翌年 2 月末日	同 3 月 31 日
6 販売用果樹 苗、桑苗生産	生産者数、栽培 現数面積、苗木 数	自其ノ年 1 月 1 日 至其ノ年 12 月 31 日	翌年 2 月末日	同 3 月 31 日
7 温室、温床	経営者数、経営 坪数	8 月 1 日現在	8 月 31 日	9 月 30 日
8 仕立法別桑栽 培現在面積	根刈、中刈、高 刈、立通	8 月 1 日現在 昭和 17 年ヲ以テ第 1 回ト シ爾後毎 3 年調査	9 月 30 日	10 月 31 日
9 家兔飼養者数		10 月末日現在	11 月 30 日	12 月 31 日

及飼養頭数				
10 家畜生産及斃死頭数	牛、豚、山羊、綿羊、馬	第1期 1月乃至3月 第2期 4月乃至6月 第3期 7月乃至9月 第4期 10月乃至12月	4月30日 7月31日 10月31日 翌年1月31日	5月31日 8月31日 11月30日 同 2月末日
11 鶏卵及初生雛販売数量		第1期 1月乃至3月 第2期 4月乃至6月 第3期 7月乃至9月 第4期 10月乃至12月	4月30日 7月31日 10月31日 翌年1月31日	5月31日 8月31日 11月30日 同 2月末日
12 兎毛皮、兎肉、兎毛及羊毛生産数量		第1期 1月乃至3月 第2期 4月乃至6月 第3期 7月乃至9月 第4期 10月乃至12月	4月30日 7月31日 10月31日 翌年1月31日	5月31日 8月31日 11月30日 同 2月末日
13 総馬数	年齢別、性別	12月末日現在	翌年1月31日	同 2月末日
14 公私有林野面積	所有者別、林野種別	1月1日現在 昭和18年ヲ以テ第1回トシ爾後毎3年調査	2月末日	3月31日
15 公私有牧野面積	所有者別、放牧地、採草地、牛馬放牧頭数	1月1日現在 昭和18年ヲ以テ第1回トシ爾後毎3年調査	2月末日	3月31日
16 造林用苗木 (1)造林用苗圃経営数及坪数 (2)山行ニ供シタル苗木数	経営者種別 樹種別、播種苗、挿木苗、天然生苗	9月1日現在 自前年9月1日 至其ノ年8月31日	10月31日 10月31日	11月30日 11月30日
17 公私有造林面積	所有者別、人工植栽天然造林別、針葉樹闊葉樹別	自其ノ年1月1日 至其ノ年12月31日	翌年2月末日	同 3月31日
18 公私有林伐採 (1)伐採面積 (2)伐採数量	用材林、薪材林、製炭原木林、竹林別、所有者別 用材、薪材、製炭原木、竹材	自其ノ年1月1日 至其ノ年12月31日 自其ノ年1月1日 至其ノ年12月31日	翌年2月末日 翌年2月末日	同 3月31日 同 3月31日
19 公私有林野副産物	造林用種子、樹実、樹皮其ノ他ノ数量	自其ノ年1月1日 至其ノ年12月31日	翌年2月末日	同 3月31日
20 水田養魚	経営体数、従業者数、箇所数、坪数、収穫高	8月1日現在	9月30日	10月31日
21 水産増殖	種別経営体数、従業者数、箇所数、坪数、収穫高	8月1日現在	9月30日	10月31日
22 販売用農産加工品生産	生産者数、生産高	自其ノ年1月1日 至其ノ年12月31日	翌年2月末日	同 3月31日
23 製茶	製造場数、生産高	生産季節	9月30日	10月31日
24 販売用藁工	生産者数、生産	自其ノ年1月1日		

品生産	高、販売価額	至其ノ年 12 月 31 日	翌年 2 月末日	同 3 月 31 日
25 販売用真綿 生産	生産者数、生産 高	自其ノ年 1 月 1 日 至其ノ年 12 月 31 日	翌年 2 月末日	同 3 月 31 日
26 販売用水産 加工品生産	生産者数、生産 高	自其ノ年 1 月 1 日 至其ノ年 12 月 31 日	翌年 2 月末日	同 3 月 31 日
27 農林水産生 産価額	耕種、養蚕、畜 産、林産、水産	自其ノ年 1 月 1 日 至其ノ年 12 月 31 日	翌年 3 月 31 日	同 4 月 30 日

【参考資料2】 農林水産業基本調査要綱 (昭和 15 年 12 月 28 日制定)

第1 農林水産業基本調査ヲ分チテ夏期調査及冬期調査トス

第2 夏期調査ハ毎年 8 月 1 日現在、冬期調査ハ毎年 2 月 1 日現在ヲ以テ之ヲ行フモノトス

第3 夏期調査

1 調査客体

一 農業者(農家及準農家)

農家トハ世帯員中農業ヲ営ムモノアル世帯ヲ謂ヒ準農家トハ組合、会社、学校、試験場等ニシテ農業ヲ営ミ其ノ生産物ヲ常ニ販売ニ供スルモノヲ謂フ

農業ヲ営ムトハ土地ヲ耕作スルト否トヲ問ハズ耕種、養蚕、養畜(養禽、養蜂ヲ含ム)ノ一又ハ二以上ヲ業トスルコトヲ謂フ)

二 林業者(森林業自営世帯、私有森林管理者、製炭業経営者及林業被傭労働世帯)

林業被傭労働世帯ニ関シテハ昭和 17 年ヲ以テ第 1 回トシ爾後 3 年毎ニ調査スルモノトス

三 水産業者(水産業経営者及水産業被傭労働世帯)

2 調査事項

一 農業者ニ付テハ

(イ)農家準農家ノ別

(ロ)農業ノ業態及自小作別

(ハ)田畑別自小作別耕作面積

(ニ)其ノ年 2 月 1 日ヨリ其ノ年 7 月 31 日迄ノ期間ニ付作シタル作物ノ面積及果樹、桑其ノ他永年性産物ノ栽培現在面積

(ホ)鶏ノ雌雄別飼養羽数

(ヘ)農家ノ兼業ノ種類

(ト)定傭数、飼養牛馬数及有動力耕耘機台数

(チ)過去 1 年間ニ於ケル農業上ノ主要ナル現金収入ノ源泉名

(リ)以下ノ事項ハ昭和 16 年ヲ以テ第 1 回トシ爾後 3 年毎ニ調査スルモノトス

二 林業者ニ付テハ

(イ)森林業自営世帯、私有森林管理者、製炭業経営者、林業被傭労働世帯ノ別

(ロ)専業兼業ノ別

(ハ)私有森林管理者ニ付テハ其ノ管理スル森林ノ個人有、会社其ノ他ノ団体有別

(ニ)製炭業経営者ニ付テハ世帯経営、会社其ノ他ノ団体経営別

世帯経営ノ場合ハ自ラ製炭ニ従事スル世帯(家族従業者数ヲモ併セ調査ス)ト専ラ製炭夫ヲ雇傭スル世帯トニ分ツモノトス

(ホ)森林被傭労働世帯ニ付テハ男女別作業種類別労働者数

三 水産業者ニ付テハ

(イ)水産業経営者水産業被傭世帯ノ別

(ロ)水産業経営者ノ世帯非世帯ノ別

(ハ)専業兼業ノ別

(ニ)水産業ノ業態

(ホ)被傭者ノ傭ハレ先ノ水産業ノ業態

(ヘ)兼業ノ種類

3 調査方法

市町村長ハ農林水産業調査員ヲシテ担当調査区内ニ存スル調査客体ヲ巡回ノ上申告ヲ徴取セシメ之ヲ集計シテ夏期調査結果表ヲ作成スルモノトス

4 夏期調査結果表様式

様式第 1 号乃至第 16 号ニ依ルモノトス

5 提出期限

- 一 市町村長ノ提出期限ハ様式ニ掲グル所ニ依ルモノトス
- 二 地方長官ノ提出期限ハ市町村長ノ提出期限後1箇月トス但シ様式ニ特ニ其ノ期限ヲ掲グルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第4 冬調査

1 調査客体

- 一 農業者(農家及準農家)

2 調査事項

- 一 農家準農家ノ別
- 二 前年8月1日ヨリ其ノ年1月31日迄ノ期間ニ付作シタル作物ノ面積(果樹、桑其ノ他多年性作物ヲ除ク)
- 三 飼養目的別年齢別性別馬、役肉用牛、乳用牛、豚飼養頭数
- 四 年齢別性別山羊、緬羊飼養頭数
- 五 自己ノ所有ニ非ザル馬、役肉用牛、乳用牛、豚、山羊、緬羊飼養頭数
- 六 哺乳期中ノ性別子豚頭数
- 七 其ノ管理ニ係ル種類別所有者別所有目的別農事用原動機、牽引機台数及馬力数
農事用トハ農業又ハ之ニ付随スル作業ニ使用セラルルコトヲ謂フ
- 八 其ノ管理ニ係ル種類別所有者別所有目的別農事用動力作業機台数
- 九 其ノ使用ニ係ル種類別農事用畜力作業機台数
- 十 其ノ所有ニ係ル種類別農事用運搬機具台数
- 十一 以下ノ事項ハ昭和 17 年ヲ以テ第 1 回トシ爾後 3 年毎ニ調査スルモノトス

3 調査方法

市町村長ハ農林水産業調査員ヲシテ担当調査区内ニ存スル調査客体ヲ巡回ノ上申告ヲ徴取セシメ之ヲ集計シテ冬期調査結果表ヲ作成スルモノトス

4 冬期調査結果表様式 様式第 1 号乃至第 12 号ニ依ルモノトス

5 提出期限

- 一 市町村長ノ提出期限ハ様式ニ掲グル所ニ依ルモノトス
- 二 地方長官ノ提出期限ハ市町村長ノ提出期限後1箇月トス但シ様式ニ特ニ其ノ期限ヲ掲グルモノハ此ノ限ニ在ラズ

日本統計研究所

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
10	日中 1995 年産業別購買力平価の推計	2004.04
11	日本における「統計法」の成立	2005.06
12	「統計法」と法の目的	2005.07
13	諸外国におけるマイクロデータ関連法規の整備状況とデータ提供の現状	2005.09
14	統計に係る個人情報の秘密保護について	2006.08
15	若年層における雇用状況と就業形態の動向—『就業構造基本調査』のマイクロデータによる実証分析	2006.12
16	社会生活行動から見た若年層の不安定就業化・無業化の分析	2008.03
17	国勢調査による従業地把握の展開と従業地別就業データの意義	2009.06
18	無償労働の評価と世帯生産サテライト勘定	2009.10
19	エンゲルとザクセン王国統計	2009.12
20	第一次統計基本計画と政府統計の直面する課題	2010.01
21	エンゲルとプロイセン統計改革	2010.02
22	エンゲルと 1875 年ドイツ帝国営業調査	2010.03
23	調査形態論再論	2011.03
24	統計を規定する諸要因との関連から見た時空間個体データベースの可能性について	2011.04
25	位置情報を用いた調査票情報の情報価値の拡張とその分析的意義について	2011.06
26	ジオコード情報の活用による統計の把握精度改善の試み	2011.09
27	統計的マッチングによる疑似パネルデータの作成と精度検証	2011.11
28	駿河国人別調沼津・原政表再論	2012.01
29	ザクセン王国統計協会(1831-50 年)	2012.01
30	ザクセン王国における初期人口・営業統計	2012.02
31	フィンランドのビジネス・レジスター	2012.03
32	エンゲルのザクセン王国統計局退陣をめぐって	2012.04
33	フランスのビジネス・レジスター	2012.05
34	タウンページ情報を用いた事業所の自然・社会動態の把握	2012.07
35	疑似景況パネルによる予想パフォーマンスの計測	2012.11
36	場所特性変数の付加による個体レコードの拡張について	2012.12
37	フランスの新人口センサスにおける詳細な統計結果の推計方法—ウェイト付けの方法を中心に—	2013.03

オケージョナル・ペーパー No.38

2013 年 4 月 20 日

発行所 法政大学日本統計研究所
〒194-0298 東京都町田市相原 4342
Tel 042-783-2325、2326
Fax 042-783-2332
jsri@adm.hosei.ac.jp
発行人 森 博美